

地域生活支援拠点事業について

(1) 事業の背景

- ・ 障がい者の高齢化や重度化、また、親亡き後の問題を見据え、障がいを持つ方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるよう体制整備が重要な課題。
- ・ それには、グループホームなど居住系の福祉サービスの充実が必要ですが、地域生活支援の中核となる機能も必要となる。
- ・ 国では、相談、体験、緊急時の対応、専門的人材の確保、地域の体制づくりの機能などを合わせ持つ「地域生活支援拠点」の整備について、平成29年度末までに各市町村の一箇所整備するよう、基本の方針に定めた。
- ・ これを受け、その整備を生駒市第4期生駒市障がい者福祉計画（平成27年度～29年度）に明文化。

(2) 地域生活支援拠点の根拠規定

◎国の基本指針

障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）

第二 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標

三 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

◎第4期生駒市障がい者福祉計画（平成27年度～29年度）に反映

第2章 地域生活のための総合的な支援体制

事業推進の考え方（一部抜粋）

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備に取り組んでいく必要があります。

1 生活支援にかかるサービスの充実

障がい者の地域での生活を支援する拠点として、平成29年度末までに地域生活支援拠点を1か所整備するよう努めます。

(3) グループホーム『ラベンダー』について

事業主体： 社会福祉法人いこま福祉会

施設種別： 共同生活援助、短期入所事業

名 称： ラベンダー

定 員： 共同生活援助4名、短期入所1名

予 定 地： 新旭ヶ丘2767番7、2767番8の一部

敷地面積： 351.75㎡（確認：378.73㎡）

構 造： 木造2階建て

延床面積： 210.54㎡（確認：226.68㎡）

法 規 制： 第1種低層住所専用地域（40/60）、第4種風致地区、宅地造成工事規制区域

開 所 日： 平成29年4月11日（グループホームとして開所日）

機 能：

機 能	実 施 内 容
相談	週末の利用者の相談や面談に応じる。
体験の機会・場	体験入所を通じて福祉サービスの体験の場を提供する。
緊急時の受入れ・対応	地域での生活に支障がおきた場合など、緊急時の受け入れや対応を行う。
専門性	研修会を開催。拠点を中心とした巡回体制の整備。
地域の体制づくり	居住支援の拠点の設置。コーディネーターの配置。

(4) 今後の予定（平成29年）

①5月～ 自立支援協議会「くらし部会」で具体的な協議を開始。

⇒協議内容（予定）

- ・本市における『地域生活支援拠点』の目的
- ・『地域生活支援拠点』を整備するにあたり、必要な機能
- ・『地域生活支援拠点』の整備方法・方針
- ・『地域生活支援拠点』におけるラベンダーや他の機関の役割 等

②10月 上記協議結果を、自立支援協議会に報告し協議の上、事業の方向性を決定。

③11月～ 本市の「地域生活支援拠点事業」として実施。

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。

